

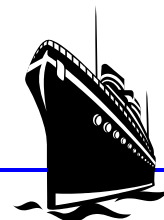
[ 船舶 ]

2018年6月13日

## MSI Marine News

トピックス

●海上保険の総合情報サイト **MARINE@vi** もぜひ、ご覧ください。([http://www.ms-ins.com/marine\\_navi/](http://www.ms-ins.com/marine_navi/))



## 洋上風力発電の促進に向けた法整備について

2016年11月16日付のMarine Newsにおいて、2016年7月1日に施行された港湾区域の長期占用(注1)に関する改正港湾法についてご案内しましたが、本稿では、2018年3月9日に閣議決定された一般海域の長期占用に関する法律(注2)の概要をご紹介します。

(注1) 占用とは、海域等の公共区域を工作物や施設等の設置のために、継続的に使用することをいいます。

(注2) 正式名称は「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」。一般海域とは港湾区域、海岸保全区域/一般公共海岸区域、漁港区域以外の区域を指します。

## 1. 新法の概要

新法は、洋上風力発電をはじめとする海洋再生可能エネルギー発電における海域の利用促進に向けた基本方針の策定、促進区域の指定、占用計画の認定制度の創設等を目的としています。

## (1) 促進区域とは？

事業者による長期占用が認められる区域です。新法では、経済産業大臣および国土交通大臣が、候補区域の都道府県知事の意見や漁業に従事する先行利用者等をメンバーに含む協議会の意見を基に、一般海域内に促進区域を指定することとしており、2030年度までに5区域を指定することを目標としています。

## (2) 占用計画の認定制度とは？

一般海域の占用を希望する事業者は公募占用計画を作成し、経済産業大臣および国土交通大臣へ提出します。この計画には工事の実施方法や発電設備の維持管理方法、資金計画および供給価格に基づく収支計画等が含まれます。関係都道府県知事や学識経験者の意見に基づいて定められた評価の基準に従って事業者が選定され、公募占用計画が認定されます。

占用までの手続きの流れについては、次ページの図をご参照ください。

## 2. 一般海域における洋上風力発電導入の課題と対応

一般海域の占用は、これまで都道府県条例に基づいて3~5年単位の許可を得ることとされてきました。そのため、長期にわたって洋上風力発電事業を一般海域で行う場合、主として以下2つの課題が指摘されていましたが、今回の新法ではその課題への対応が示されています。

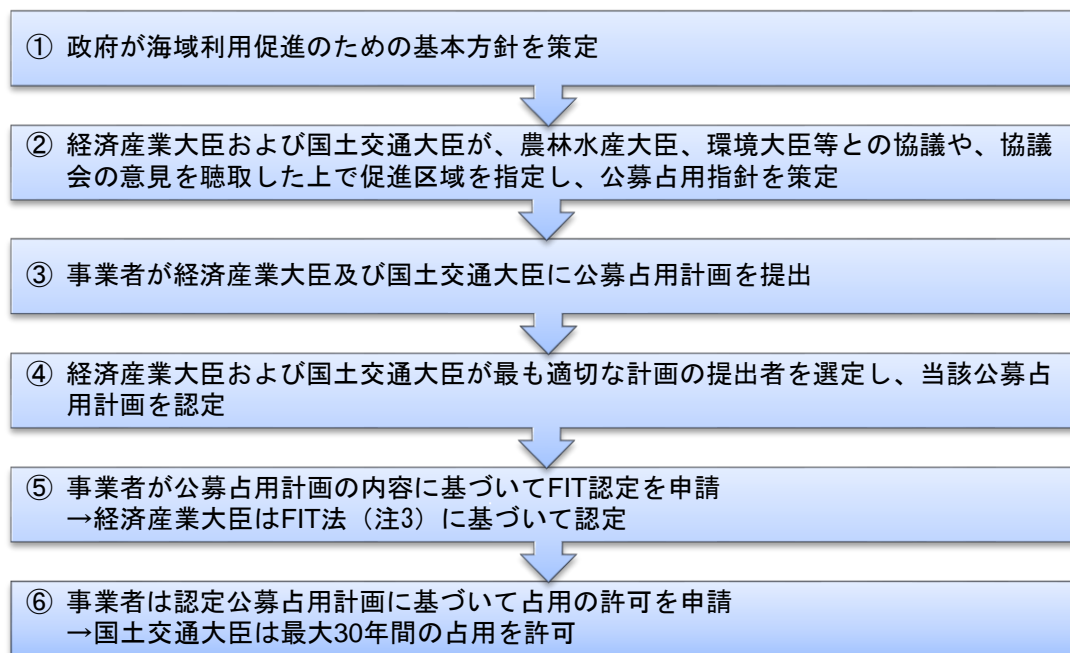
(課題1) 操業期間が通常20年を超える洋上風力発電プロジェクトに対し、事業予定地となる海域の占用が許可される期間が短く、融資が得られにくい。

☞ 対策 新法では、風力発電設備設置場所の事前調査期間や操業期間終了後の設備撤去に要する期間も含め、最大30年間の占用が可能となっており、操業期間と占用認定期間との不一致を理由とした融資を得る上での課題は解決されています。

(課題2) これまで一般海域には管理方法を定めた特定の法令がなく、関係者間の調整や合意形成が困難であった。

☞ 対策 新法により、一般海域における長期占用に法的根拠が与えられた結果、海域の先行利用者と洋上風力発電事業者との間の調整スキームが整うことが期待されます。

### 【図：占用までの手続きの流れ】



（注3）正式名称は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」。  
FIT（Feed in Tariff の略）とは再生可能エネルギーを一定価格で買い取る制度（固定価格買取制度）です。

＜出典：経済産業省作成 概要資料を一部加工＞

### 3. おわりに

わが国の2016年時点の電源構成に占める再生可能エネルギーの割合は15%程度ですが、2030年に22～24%まで引き上げる目標が、2015年7月経済産業省策定の「長期エネルギー需給見通し」にて掲げられています。また、2018年5月に閣議決定された第3期海洋基本計画および現在議論されている第5次エネルギー基本計画(案)にも、洋上風力発電の導入促進が盛り込まれています。

現在、国会にて審議中のこの新法が法制化された場合には、一般海域の利用ルールが整備され、洋上風力発電の導入拡大が期待されます。

#### ＜参考文献一覧＞

経済産業省 HP

➢ 2018年3月9日ニュースリリース

<http://www.meti.go.jp/press/2017/03/20180309002/20180309002.html>

資源エネルギー庁

➢ 「再生可能エネルギー固定価格買取制度ガイドブック 2018年度版」 2018年3月発行

資源エネルギー庁 HP

➢ 「長期エネルギー需給見通し」 2015年7月策定

[http://www.meti.go.jp/press/2015/07/20150716004/20150716004\\_2.pdf](http://www.meti.go.jp/press/2015/07/20150716004/20150716004_2.pdf)

以上